

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課)

一

規則

号外(三) 平成二十九年九月二十九日

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十号

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年岐阜県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中、「一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(別記第十七号様式)」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 省令第四条の五の二第四号に規定する基準不適合水銀処理物(以下「基準不適合水銀処理物」という。)の埋立処分用に供される最終処分場以外の最終処分場
- 一般廃棄物最終処分場(基準不適合水銀処理物埋立処分以外) 廃止確認申請書(別記第十七号様式)
- 二 基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供される最終処分場 一般廃棄物最終処分場(基準不適合水銀処理物埋立処分) 廃止確認申請書(別記第十七号の二様式)

第七条の二第一項中「別記第十七号の二様式」を「別記第十七号の三様式」に改め、同条第二項中「別記第十七号の三様式」を「別記第十七号の四様式」に改め、同条第三項中「別記第十七号の四様式」を「別記第十七号の五様式」に改め、同条第四項中「別記第十七号の五様式」を「別記第十七号の六様式」に改める。

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	
※事務処理欄	
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 「覆い」とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいう。 3 「講じた措置の内容」とは、基準省令第1条の2第3項第3号の規定による措置をいう。	

器具類(十三)の整理(「産業廃棄物の種類」や「産業廃棄物の種類(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合)については、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)」「(「処理量見込み」や「処理量(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合)については、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が同条第1項第5号の2又は第6号に掲げる施設(水銀処理物に係るものに限る。)である場合)については、水銀処理物の処理量を含む。)の見込み」)と定める。

器具類(十三)の整理(「石綿含有一般廃棄物」や「石綿含有一般廃棄物、水銀処理物」)と定める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、所要の修正を加え、なお使用することができる。

平成二十九年九月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社